

令和4年度第3回青森県青少年健全育成審議会議事録

日時：令和5年2月13日（月）13:15～13:55

場所：アピオあおもり 大研修室2

（司会）

ただいまから令和4年度第3回青森県青少年健全育成審議会を開会いたします。
開会にあたりまして、環境生活部長の石坂から御挨拶を申し上げます。

（石坂部長）

環境生活部長の石坂でございます。本日はお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様には常日頃から青少年行政をはじめ、県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本日は、第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案について御審議をいただくこととしております。

本日お示しする案はこれまでの審議会などにおいて、委員の皆様や関係機関からいただいた御意見を踏まえ作成したものではございますが、改めてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

（司会）

青森県青少年健全育成審議会は、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされています。

本日、急遽成田さなえ委員が欠席となり、6名の方が御都合により欠席されておりますが、委員総数24名のうち半数以上となる18名の方に御出席いただいておりますので、会議は成立しております。

それでは議事に入ります。

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては会長をお願いいたします。

田名場会長どうぞよろしく願いいたします。

(田名場会長)

はい。座ったままで、お話をさせていただきます。

本日は足元の悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画の案の答申に関する大事な会議になります。

既に委員の先生方からはたくさんの御意見を頂戴しております。本当にありがとうございました。事務局も、一つ一つの御意見について丁寧に御対応をいただきまして、本日の資料になっていると理解しております。限られた時間ではございますけれども、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは議事の方を進めさせていただきます。

青森県青少年健全育成審議会に対して、第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案について、知事から諮問を受けております。諮問書は皆様のお手元にお配りしておりますので、御参照をいただければと存じます。

それでは推進計画案につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

青少年男女共同参画課の松村でございます。

私から資料1、第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案についての左上ホチキス留めの2枚のこちらに基づいて説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

まず、委員の皆様には既に御覧いただいているところでございますので、簡単に説明させていただきます。まず初めに1策定の経緯の(1)でございます。

法律で国が定める大綱を勘案して、都道府県の推進計画の方を定めると作成するということになってございます。(3)でございます。国の大綱が改正されたこと、そして県の2次計画の計画期間が今年度末で終期となりますことから、今般、策定するものでございます。

2の第3次計画案の概要でございます。

素案からの変更ございません。(1)計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間、(2)主なポイントでございますが、①から⑤までとなっております。

計画の本文の方の内容につきましては、委員の皆様から多くの御意見をいただきました。そして、より読みやすくという御意見も多くございましたので、全体的に修正を加え、提出させていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

そして3の今後の予定でございます。

審議会の答申をいただき、今月中に計画を決定いたしまして、3月の上旬に庁議報告後に公表する予定となっております。

私からは以上でございます。

青少年・男女共同参画課の上野と申します。

私からは資料2及び資料3について御説明いたします。

着席して説明いたしますのでお許してください。

資料2と資料3を御用意ください。

資料2は、第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案、資料3は2月3日及び6日に送付した第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案のパブリックコメント後の見え消し修正版と溶け込み版に対していただいた意見を整理したものです。委員の皆様には、限られた時間の中で、計画案をお読みの上、御意見をくださり、誠にありがとうございました。

内容を説明する前に、前回の審議会から本日までの経緯について、若干御説明いたします。

まず、昨年10月24日に開催した第2回審議会で計画の素案について御説明し、御意見をいただきました。

さらに、審議会後、10月31日までに意見を頂戴することとし、それらの意見を踏まえて素案を修正いたしました。

第2回審議会での皆様からの御意見と、その対応は参考資料2にまとめてあります。

なお、参考資料2の12ページ、26番の横岡委員の提案内容の4行目の最後、PTCAにつきましては、これまで送っていた対応の整理表では、このPTCAのAが落ちておりました。申し訳ございませんでした。この場で修正させていただきたいと思っております。

続きまして、素案を修正した原案で、令和4年12月28日から令和5年1月26日までパブリックコメントを実施しました。なお、パブリックコメントで提出された意見はありませんでした。

このパブリックコメントに合わせて、皆様にもパブリックコメントにかけた原案を送付し、御意見を頂戴いたしました。

原案に対する皆様からの御意見とそれへの対応は、参考資料2の19ページ以降に整理してあります。

意見を出してくださった成田委員、千葉委員、本日欠席ですが清水委員ありがとうございました。

19ページ以降、また1ページから始まってますので、御確認いただければと思います。

また、参考資料2で示した修正にとどまらず、委員の皆様からの意見を受け、言葉遣いから記載内容まで、全体を数度にわたり見直しいたしました。

さらに第2回審議会以降、新たなデータが公表された調査もあったことから、データを更新するとともに、それに合わせて記載内容に修正しております。

従いまして、2月3日に送った見え消し版では、図表も含め多くの修正をしたところでした。それらにより、作成した案を2月3日、6日に送付し、最後の御意見を伺いました。繰り返しになりますが、計3回にわたり、限られた時間の中で計画案をお読みの上、御意見をくださり、本当にありがとうございました。

以上のことから、資料2は、2月3日及び6日の皆様を送付した第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案のパブリックコメント後の、見え消し修正版と溶け込み版に対していただいた意見への対応を反映させた案、すなわち、資料3に記載されている対応を反映させた内容となっております。

従いまして、これからは、資料3に記載されている対応を反映させた内容を、資料2に即して説明いたします。

具体的には、資料3の番号順に意見を説明し、資料2の該当箇所の説明という流れで説明いたします。

資料3に記載されている意見は、全て横岡委員から提出されたものです。横岡委員、ありがとうございました。

これからの説明では意見を略して説明いたしますので、横岡委員をはじめ皆様にあらかじめ御了解いただければと思っております。

それでは、意見とその修正について御説明いたします。

まず、資料番号1ですが、資料2の1ページ、第1章の1、本文について、これは修正したものになってますが、送ったものでは、「次代の青森県を担う～」といっ

て、そして2行目で「次代を担う自立した人財として」というふうに表記しており、「次代」が重複しているので、後者の「次代を担う」を削除してはどうかという御意見を横岡委員から頂戴いたしました。

この部分については横岡委員の御意見のとおり、本文を修正いたします。

修正した本文は、資料2の1ページの1行目、本文1ページ目と2行目になっており、読みますと、「次代の青森県を担う子ども・若者が夢や希望を持ちながら心身ともに健やかに成長していくこと、そして自立した人財として活躍し」となります。

続きまして資料3番号2です。これは資料2の10ページ、第2章の1(1)⑤の本文の第2段落となります。

第2段落2行目にある、「多様性と包摂性・・・のある社会を目指して」というところと5行目、「多様性と包摂性の視点から考えて」というところで「多様性と包摂性」が重複しているので、後者の「多様性と包摂性」の代わりに「そのような」という言葉としてはどうかという横岡委員の意見でした。

これにつきましては、本文では「多様性と包摂性・・・のある社会を目指していくことは、持続可能な社会の実現や新たな価値の創出による経済発展等の観点から重要です」となっており、それに続いている部分になりますが、委員が御提案してくださった、「そのような」に修正した場合、「そのような視点」が「多様性と包摂性」あるいは「持続可能な社会の実現」、「新たな価値の創出」等のいずれを指すのか不明確になることから、この箇所のキーワードである「多様性と包摂性」を大事にしたく、それを残した上で、「このことから」をこの文頭に加え、本文を「このことから、多様性と包摂性の視点から考え行動できる子ども・若者育成するための取り組みが求められています」と修正したいと思います。

また、文中の表現と合わせ、⑤のタイトルを「多様性と包摂性のある社会の形成」と修正したいと思います。

最初は「多様性と包摂性ある社会」としておりましたけれども、読みやすさなども含め、「の」を入れることといたしました。

続きまして、資料3の番号3となります。2ページ目です。これは資料の18ページ第2章の1の(2)②の本文の18行目、「青森県が若者で職についていない者（学生

を除く。)等を対象に行った・・・」の、このカッコの中にある「。」を削除してはどうかという御意見です。

これにつきましては、このようなカッコ内の句点については、事物の名称だけを列記する場合は用いませんが、一つの文を完全に切ったところはカッコ内においても用いることとされることから、この案のとおりといたしたいと思います。簡単に言うと名詞の後には付けないけれど、動詞の後には付くっていうふうに思っていたらいいと思います。

続きまして資料3の番号4です。資料2の62ページ、基本目標に重点目標4、施策の方向1の②です。

相談支援体制の充実というところになりますが、この本文1行目について、「児童生徒の悩みや不安に対応する相談電話を設置する」とお送りした案にはありましたけれども、この68ページ、重点目標9施策の方向1の④の3～4行目には、「SNSなどを含むICTを活用した相談体制についても強化」するとあり、広い視野で捉えると、児童生徒の悩みや不安に対応するため、相談電話のみの設置とするより、SNSなどを含むICTを活用した相談体制についても強化すべきではないだろうかという横岡委員の御意見です。

これにつきましては、人材、本人確認の点、事実確認等の問題により、SNSを活用した相談体制は実施していませんが、FAXやメールでの相談を受け付けていること、また、この計画がですね、5年間というふうなことで、今後相談窓口が、より広範なものとなる可能性を考慮し、本文を「児童生徒の悩みや不安に対する相談電話等を設置するとともに」と修正したいと思います。

続きまして資料3の番号5です。

資料2の64ページ、基本目標2、重点目標5、施策の方向2の②です。

まず、ここにつきましては、第2回審議会後に、横岡委員から意見が提出されておりました。

この意見につきましては、参考資料2の16ページの番号36に記載されているとおり、「支援を必要とする子どもを支える側の子どもに対するケアとしてスクールカウンセラーによる対応による個人面談等をしている」と答えたところですが、資料3に記載されているとおり、支援を必要としている子どもに目を向け支えようと動いてい

るのは本当に心の優しい子どもたちばかりで、その子たちが支援において自分を責めたり不安になったり、自発的に救済のサインを出すことが難しくなりがちであるから、周囲の児童生徒が理解し、互いに支え合う仕組みにできるよう何とか施策に生かしてほしいと御意見が出されました。

この御意見の趣旨を踏まえ、最後の2行、「適切な指導及び必要な支援を行います」と記載していたところを、文章を切りまして、「適切な指導を行います。併せて、このような子どもを支える周囲の子どもも含め、必要な支援を行います。」に修正したいと思います。

続きまして、資料3の番号6です。

資料2、69ページ、基本目標2重点目標10、政策の方向1の②です。

横岡委員からは、本文の最後の方がやや読みづらいので、原案の「必要な情報提供、提供や指導助言等などを行うなどにより、連携・協力体制の強化を図ります」の「により」を削除し、「必要な情報提供や指導助言などを行うなど」に修正してはどうかとの意見が出されました。

この箇所につきましては、必要な情報提供や指導助言などの、ここは手段を意味しており、それにより市町村との連携・協力体制の強化を図るという趣旨であることから、手段であるということをより明確にするため、「市町村に対して必要な情報提供や指導助言などを行うことを通じて、連携・協力体制の強化を図ります」と修正したいと思います。

続きまして資料3の番号7です。

資料2、71ページ、基本目標3、重点目標11、施策の方向4の①です。

横岡委員からは国際大会の具体例としてオリンピック・パラリンピックを挙げるのであれば、デフリンピックを挙げるべきではないだろうかとの御意見が提出されました。

本文は、個々の大会名を記述する趣旨ではなく、オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会とすることによって、国際大会の例示としてオリンピック・パラリンピックを挙げていることから、案のとおりといたしたいと考えております。

資料3番号8です。

資料2の73ページ、基本目標4、重点目標13、施策の方向2②です。横岡会員からは育児休業制度そのものの周知を図るだけでなく、育児休業の取得が可能になるような状況を企業が作るための工夫や実例等の周知についても含めてもらいたいとの意見が提出されました。

この部分につきましては御意見を踏まえ、本文を「企業等における育児休業制度の活用を促進するため、企業経営者や管理職に対する各種セミナーでの周知、好事例の情報提供などの取組を推進します。」に修正したいと思います。

以上、第3次青森県子ども・若者推進計画案について、資料2と3により御説明いたしました。諮問は資料2となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(田名場会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった件、それから推進計画案全体について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(成田昌造委員)

はい、お願いします

推進計画については、拝読して、大変良いものが出来上がったと思っています。次の段階の話になるかもしれませんがここでちょっとお願いっていうか、提案したいことがあります。

青少年の健全育成の取組で大事なことは、みんな大事ですけど、「命に係わること」はやっぱり最初に来るのかなと思います。特に、56ページですか、命の教育と自殺予防教育についてです。これに関して、命を大切にすることを育む県民運動とか対話集会とかやっていますが、ここで一つ提案したいのは、さらにそれをブラッシュアップして、発達段階に応じた内容にしたらどうかということです。今、私は、大学で、生徒指導論という科目を教えています。中学・高校の教員免許を取るための授業です。

それは「生徒指導提要」という、文科省で発行しているものに基づいてやっています。それが昨年12月に改定されて、今、電子データとして文科省のホームページにアップされていますので読むことができます。それと、今回のこの推進計画の内容を比

べてみると、6割から7割ぐらい重複しております。ということは子どもにとって大事なことは国も地方も同じだということですが、それを踏まえての提案です。

改定された「生徒指導提要」の小中高校での大事な取組の事柄についてです。そのことで、特に、前回の会議でも話がちょっと出ていましたが、自殺予防教育についてです。これについては、努力義務でやれっていうことになってはいますが、学校においては、実際なかなかできないというのが現状かと思います。

自殺予防教育で大事なものは何かというと、自他の、自分と他人とのですね、心の危機に気づくという具体的なこと、それが一つです。

二つ目は相談する力です。この二つのことを、自殺防止教育で大事にしてやりなさい、小中高校で教師が教えなさいということになっていて、それを私は大学でも教えていますが、この二つを、是非、具体の事業の中に取り入れてほしいと思います。具体的にどの場面でできるかなと思って推進計画を読むと、対話集会とか県民運動になるかと思っています。これも実績がありますので、さらにブラッシュアップさせて、危機に気づく力と相談する力、こういう内容を組み込んだプログラムを構築してほしいと思っています。実践例は結構全国でありますので、調査研究をすれば、参考にできるものに出会うと思います。

なぜこれを提案するのかというと、県の事業としてやって、その後、小中高校でやるわけですが、自殺予防教育っていうのはなかなか難しいんです。県でモデルみたいにしてやると、おそらく学校現場でもそれを参考にしながら、ひいては学校の教育活動の中に、自殺予防教育が取り入れられるだろうということを期待しているからなんです。今までのやり方を継続するだけだと、イベント的になって打ち上げ花火で終わってしまいます。せっかくいい事業でも浸透しないと思います。

そもそも、命が大切だということは、誰でも共感できる、絶対間違のない、誰でもわかっていることです。だから、それをさらに強調するような、屋上屋を架すようなものをやっている、中学生高校生だとちょっとしらけちゃうっていうか、内心辟易するようなところもあるかと思っています。

でも、自殺予防教育って大事なことなので、是非、心の危機に陥ったとき、気づいたときにどうするか、どう行動したらいいかという、実践的に自ら判断できる内容、スキルを子ども達に身に付けて欲しいと思います。心を育むっていうのは簡単にできるものではないけれども、スキルは絶対に身に付きます。誰に相談したらいいのか、心の危機に気づいたときに、どう行動したらいいのかっていうスキルを教えるような

内容に、今までの具体的な取組をぜひブラッシュアップしていただければ、学校現場にも浸透するのかなというふうに思いました。

今ここで発言すべき内容ではないかもしれませんが、ぜひ御検討願えればと思います。以上です。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。それでは続けてお願いします。

(船木委員)

船木です。

今、成田委員の発言に賛成を含めて、現状の情報提供を含めてお話をさせていただきます。

私は障害福祉課を中心に委託事業として青森県自殺対策検討検証研究会を青森大学、保健大学、それから、山口県立大学や奈良大学の先生方と進めております。

この間、十数年委託事業として、青森県の自殺状況の調査等を含めてさせていただいてると同時に、成田委員のお話にありましたように、文部科学省では、心の健康教育、それから人間関係づくり教育を進める中で自殺対策を進めようというのが提案としてありますが、先ほどお話があったように、努力義務であり、実際に学校で実施しているのはほぼなしというのが実情かというふうに思います。

ただ、今言ったようなお話の中で、対話集会等を含めた中でやられているのが一つですが、基本的には日常的にいわゆる心理教育を進めなさい、心理教育っていうのはアンガーコントロールやアサーショントレーニングで、私自身研究として中心的な指定をさせていただいてるのは、ソーシャルスキルトレーニングを中心に行ってますので、その面での今言ったような相談するスキル、断るスキルとか様々なソーシャルスキルを身につけるといことが教育現場で進めていくことが必要だろうということがあると思います。これらを先ほど言ったように進めていきたいというのが一つ。

もう一つ、若者に関しての自殺課題というのは、非常に大きな課題としてあります。先ほど言った委託事業の中でコロナ前に一度若者に関してパイロット調査なんですけど、100名ほどの若者にいわゆるうつ尺度の調査をさせていただきました。

うつ尺度の調査をした中でやはり非常に低いというのが一つの特徴としてあって、実は今、先月今月含めてもう一度簡単なパイロット調査をして、来年度、新年度には

改めて青森市内を中心にした、大学生中心にした調査を進めたいというふうに思っています。それらを参考にした形で、また計画等に生かしていただければということが一つあります。先ほど言ったように、今県では対話集会ということで実施をしていますが、限られてはいますが実践しているというのは非常に評価できることは毎回お話をさせていただいているところです。

それの中にきちんと今言ったような心の健康教育、人間関係作り教育という視点を再度プラスアルファ、ブラッシュアップさせていく、そういうシステムも含めながら県内の学校教育現場です、実施できるような仕組みを作っていく必要はないだろうかというのは思います。成田委員からお話があったのも含めて、現時点で様々、県の各部でも、自殺対策というのは、横断的に実施をするというのが一つの方針ですので、それらを含めながらこの推進計画に生かしていただければありがたいと思います。以上です。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。お二方の委員から、自殺予防に関する具体的で踏み込んだ取り組みについて、御意見をいただきました。関連して、事務局からは何かございますか。

(事務局)

ありがとうございます。心に迫ってくる御意見を伺いまして、我々も命を大切にす、心を育む県民運動の具体的な事業としての対話集会など、様々なものを常に見直ししながらですね、良いものにしていきたいと考えておりますので、是非、次のステップに向かう上ですね、御意見を参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(田名場会長)

本推進計画案の中では、自殺予防に関してそこまで踏み込んではいませんが、今回話題提起をいただきましたお二方の委員の御意見は共有できたと思います。これから具体的にどのように反映させていくのかというレベルで、検討を進めさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

事務局から説明いただいた点に関して、また本推進計画案全体に関して、何かございますでしょうか。

前回の審議会、その後に委員の皆様から御意見を提出いただいたこと等々が、本推進計画案に反映されていることを本日の事務局の説明をいただいて感じました。

もしよろしければ、本日提示されている第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画案は、原案どおり適当であると認め、その旨の答申を審議会としておこないたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(田名場会長)

ありがとうございます。

それではこの件につきましては、原案を適当であると認め、審議会として答申させていただきます。事務局は、後日、答申書の写しにつきまして、本日の欠席の委員も含め、委員全員への送付をお願いいたします。

御協力ありがとうございました。

本日の議事につきましては、以上をもちまして、終了させていただきます。議事進行に御協力いただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

では、事務局に進行をお返しします。

(司会)

田名場会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたり、環境生活部長の石坂から御挨拶申し上げます。

(石坂部長)

委員の皆様には、熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

お陰をもちまして、次期計画につきまして、大変貴重な御意見などをいただくことができました。成田委員、船木委員からの御意見も含めて、今後の施策の反映に生かしていきたいと思っております。

本日、答申を受けまして、県において次期計画の策定手続を進めてまいります。本県の未来を担う子ども・若者の成長と自立の支援に向け、今後とも、皆様からの御意見等を頂戴しながら、より効果的な施策の立案と実施に努めてまいりたいと考えております。引き続き、お力添えのほど、よろしく願いいたします。
本日は、誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、令和4年度第3回青森県青少年健全育成審議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。